

令和7年第2回

長与町議会臨時会会議録

令和7年 5月 9日開会
令和7年 5月 9日閉会

長 与 町 議 会

令和7年第2回長与町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和7年 5月 9日
本日の会議 令和7年 5月 9日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下 町 純 子 議員	3番 藤 田 明 美 議員	4番 岡 田 義 晴 議員
5番 八 木 亮 三 議員	6番 松 林 敏 議員	7番 西 田 健 議員
8番 浦 川 圭 一 議員	9番 中 村 美 穂 議員	10番 安 部 都 議員
11番 金 子 恵 議員	12番 山 口 憲 一 郎 議員	13番 堤 理 志 議員
14番 竹 中 悟 議員	15番 西 岡 克 之 議員	16番 安 藤 克 彦 議員

欠席議員

2番 堀 真 議員

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 荒 木 秀 一 君	議 事 課 長 山 口 聰 一 朗 君
課 長 補 佐 江 口 美 和 子 君	主 査 村 田 潤 哉 君

説明のため出席した者

町 長 吉 田 慎 一 君	副 町 長 荒 木 重 臣 君
教 育 長 金 崎 良 一 君	總 務 部 長 青 田 浩 二 君
企 画 財 政 部 長 村 田 ゆかり 君	建 設 産 業 部 長 山 崎 穎 三 君
健 康 保 険 部 長 山 本 昭 彦 君	教 育 次 長 荒 木 隆 君
企 画 財 政 部 理 事 中 村 元 則 君	税 务 課 長 福 本 美 也 子 君
健 康 保 険 課 長 森 本 陽 子 君	

会議録署名議員

14番 竹 中 悟 議員 15番 西 岡 克 之 議員

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時03分

令和7年第2回長与町議会臨時会 議事日程（第1号）

令和7年5月9日 (水)
午前9時30分 開議

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から令和7年第2回長与町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、14番竹中悟議員、15番西岡克之議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。日程第3、常任委員の選任を行います。常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、総務厚生常任委員に下町純子議員、堀真議員、藤田明美議員、西田健議員、浦川圭一議員、金子恵議員、堤理志議員、西岡克之議員。

産業文教常任委員に、岡田義晴議員、八木亮三議員、松林敏議員、中村美穂議員、安部都議員、山口憲一郎議員、竹中悟議員、安藤克彦議員。

議会広報広聴常任委員に、堀真議員、藤田明美議員、岡田義晴議員、八木亮三議員、松林敏議員、西田健議員、浦川圭一議員、安部都議員をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただ今指名した方をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第8条および第9条の規定により、それぞれの常任委員会において正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会正副委員長の互選結果について報告します。総務厚生常任委員長に金子恵議員、同じく副委員長に堤理志議員。産業文教常任委員長に中村美穂議員、同じく副委員長に八木亮三議員。議会広報広聴常任委員長に安部都議員、同じく副委員長に岡田義晴議員、以上です。

日程第4、議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定により、下町純子議員、中村美穂議員、金子恵議員、山口憲一郎議員、堤理志議員、竹中悟議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただ今指名した方を議会運営委員に選任することに決

定しました。

次に、委員会条例第8条および第9条の規定により、議会運営委員会正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会正副委員長の互選結果について報告します。委員長に竹中悟議員、副委員長に堤理志議員、以上です。

日程第5、議長の常任委員辞任について。地方自治法第104条および105条の規定に鑑み、慣例により議長は常任委員を辞任させていただきたいと思います。本件の議事運営について、副議長にお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○15番（西岡克之議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議長の職務を行います。よろしくお願ひします。

日程第5、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。本件については、地方自治法第117条の規定により除斥に該当いたしますので、議長の退席を求めます。

(議長退場)

議長から地方自治法第104条および第105条の規定に鑑み、常任委員を辞任したい旨の申し出があつております。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員辞任を許可することに決定をいたしました。

以上で議長の職務を交代いたします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことになりました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、安藤克彦を指名します。

お諮りします。私、安藤克彦を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、私、安藤克彦が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をし、本席からこれを応諾いたします。

日程第7、長与・時津環境施設組合議会議員補欠選挙を行います。欠員は1名です。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

長与・時津環境施設組合議会議員に松林敏議員を指名します。

お諮りします。松林敏議員を長与・時津環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、松林敏議員が長与・時津環境施設組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました松林敏議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第8、報告2和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告2につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

山崎建設産業部長。

○建設産業部長（山崎慎三君）

皆さまおはようございます。それでは、報告2和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は、本町岡郷で発生しました物損事故に係るもので、和解および損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により令和7年3月28日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解および損害賠償の相手方につきましては、損害を与えていた点を考慮いたしまして氏名等を黒塗りとしております。事故の概要でございますが、令和7年1月16日午後4時00分頃、長与町が管理する道路のり面より落下した石が、相手方が所有する駐車中の車両に接触し、車両の屋根が損傷したものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を10割とし、その損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し、本町と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は19万4,095円でございます。なお、事故後直ちにのり面上部の現地調査を行い、落石防止ネットを設置したところでございます。今後も引き続き適切な道路のり面の維持管理の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

日程第9、議案第31号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてから、日程第11、議案第33号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてまでの3件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。それでは提案理由を申し上げます。ただ今一括議題となりました議案第31号から第33号につきましての提案理由を申し上げます。まず議案第31号および議案第32号でございます。本議案は、地方税法および地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、施行期日が原則4月1日とされたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日に専決処分をいたしましたところでございまして、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。今回の税制改正の主な内容でございます。個人住民税につきましては、扶養親族等の所得要件が48万円から58万円に拡大されたことに加えまして、所得控除として大学生年代の子などの合計所得金額が58万円を超えた場合も控除を受けることができる特定親族特別控除が創設されたことでございます。合計所得金額が95万円を超えた場合は、123万円までは控除額が段階的に低減されるということでございます。軽自動車税の種別割につきましては、新たな排ガス規制に基づき生産される新基準の原付バイクに対応するため、新たな税率区分

が追加をされておるところでございます。固定資産税につきましては、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る特例の改正等が行われておるところでございます。たばこ税につきましては、加熱式たばこに係る課税方式の見直しが行われております。初めに議案第31号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるにつきましてでございます。第18条は公示送達につきまして、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正、第18条の3は第18条の改正に伴いまして規定の整備を行うものでございます。第34条の2は所得控除に特定親族特別控除額を追加、第36条の2は町民税の申告業務に係る所要の整備、第36条の3の2および第36条の3の3は給与所得者および公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定に特定親族を追加するものでございます。第82条は軽自動車税種別割の新たな区分として、原動機付自転車のうち2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものを追加し、その税率を年額2,000円と規定をしております。第89条は種別割の区分の追加に伴い減免申告書の記載事項に係る所要の準備を、第90条は道路交通法の改正によりマイナ免許証の運用が開始されたことに伴い減免申請の手続きに係る規定の整備を行うものでございます。附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例につきまして、地方税法等の改正に伴い、引用条文の項ずれを改めるもの。附則第10条の3は、特定マンションに係る特例について減額措置を受けるための申告に関し、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できる規定を追加するものでございます。附則第16条の2の2では、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、重量に応じて紙巻たばこに換算して課税する特例を新たに規定しております。なお附則につきましては、第1条では施行期日を、第2条では公示送達に関する経過措置を、第3条から第6条では町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定をしておるところでございます。

続きまして、議案第32号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるにつきましてでございます。附則第4項から附則第6項および附則第17項は、固定資産税等の課税標準の特例について、地方税法等の改正に伴い、引用条文の項ずれを改めるものでございます。なお、附則につきましては、第1項では施行期日を令和7年4月1日とし、第2項につきましては経過措置を規定をしておるところでございます。

続きまして、議案第33号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるにつきましてでございます。本議案は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、施行期日が4月1日とされたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。改正の内容につきましては、第2条第

2項では基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、同条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に改めるものでございます。第21条第1項は、第2条の課税限度額の引用に係るものでございます。第21条第1項第2号では、5割減税対象となる世帯の軽減基準所得の算定におきまして、被保険者等の数に乘すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に、同項第3号では2割軽減対象となる世帯の軽減基準所得の算定におきまして、被保険者等の数に乘すべき金額を54万5,000円から56万円に改め、減額対象となる軽減基準所得金額の引き上げを行うものでございます。なお附則につきましては、第1項では施行期日を令和7年4月1日とし、第2項では経過措置を規定をしておるところでございます。以上が議案第31号から第33号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

これから質疑を行います。まず、議案第31号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第32号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

ちょっと内容の確認等をさせていただきたいと思います。国民健康保険税の基礎課税分として1万円、そして後期高齢者支援金分で2万円の課税限度額を引き上げることで、従来の課税限度額の総額が106万円だったものが109万円に引き上がるという、これが1点と。それから軽減対象となる所得基準については、先ほどご説明があったとおり被保険者数に乘ずる、掛ける金額ですね。これが5割軽減で29万5,000円が30万5,000円、2割軽減が54万5,000円から56万円へと改正するというご説明だったと思います。これは端的に申しますと、課税限度額の総額が109万円の引き上げになるわけですが、高所得者層に多く負担していただいて、中間所得層についてはなるべく負担増にならないようにするという趣旨なのかなと、そういうふうな解釈で間違いないのか。一方、所得が多くない方々に適用されるいわゆる5割軽減、2割軽減の収入層については軽減該当の拡大につながるのかと、そういう理解で間違いないのか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

森本健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議員おっしゃるとおり中間所得層に配慮した保険料の改正、および低所得の方の負担を軽減する改正となっております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

はい、理解いたしました。そこで、それに当たっての影響がどうなるのかという具体的な点でお伺いしたいのが、課税限度額が109万円になることでの影響がある部分というのはどのくらいの年収層の方々が該当して、それが本町でどのくらいの人数なのか、世帯なのですね、この辺りがどういう状況なのかという点と、併せて5割、2割の拡大で、負担軽減の恩恵を受ける人といいますか、世帯になるのか、これはどのくらいが該当すると見込まれるのか、この辺りをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安藤克彦議員）

健康保険課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

限度額に到達した方の所得でございますが、760万台から上は5,300万円台、これが医療分の方でございます。高齢者支援分は所得が870万円台から、一番上は5,300万円台の方がいらっしゃいます。それぞれの数ですが、今回の限度額の引き上げにより、医療分で限度額に到達しておられる世帯は前年度から3世帯減り69世帯、限度額を超える金額はおよそ3,857万円です。高齢者支援分は前年度から14世帯減り、金額は約1,141万円です。軽減の拡大により、軽減世帯の方々は5割軽減で言いますと昨年より24世帯増え、税収で言いますと約52万円の減、2割軽減の方は、昨年より18世帯増え、税額で言いますと約37万円の減です。これを相殺しますと、全体の影響額は約91万円となります。

○議長（安藤克彦議員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっています議案第31号から議案第33号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第33号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第31号長与町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第32号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第33号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求ることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

以上で本臨時会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お詫びします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、これら整理を要するものにつきましては議長に委任することを決定しました。

これにて会議を閉じます。令和7年第2回長与町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

(閉会 10時03分)